

第 3 号

3 月 1 6 日 (木)

平成29年第2回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成29年3月16日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

日程第 1 各常任委員会の審査報告について

日程第 2 議案第 2 号 氷川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 3 号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第 4 号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 5 号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 6 号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 7 号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 8 号 氷川町振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第 9 号 氷川町税条例等の一部を改正する条例について

日程第10 議案第10号 氷川町地域福祉計画策定委員会設置条例の制定について

日程第11 議案第11号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第12号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第13号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第14号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第15 議案第15号 氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免

の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第16号 平成28年度氷川町一般会計補正予算（第9号）について

日程第17 議案第17号 平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第18 議案第18号 平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第19 議案第19号 平成28年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第20 議案第20号 平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第21 議案第21号 平成29年度氷川町一般会計予算について

日程第22 議案第22号 平成29年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

日程第23 議案第23号 平成29年度氷川町介護保険特別会計予算について

日程第24 議案第24号 平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第25 議案第25号 平成29年度氷川町下水道事業特別会計予算について

日程第26 議案第26号 平成29年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について

追加日程第1 議案第27号 氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

追加日程第2 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

日程第27 議員派遣の件

日程第28 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第29 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 河 口 涼 一

3番 長 尾 憲二郎

5番 江 寄 悟

2番 清 田 一 敏

4番 上 田 俊 孝

6番 三 浦 賢 治

7 番 松 田 達 之
 9 番 米 村 洋
 11 番 上 田 健 一

8 番 片 山 裕 治
 10 番 笠 原 良 一
 12 番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 草 野 信 一 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣	副 町 長 平 逸 郎
教 育 長 太 田 篤 洋	総 務 課 長 陳 野 信 次
企画財政課長 森 田 寿 也	税 務 課 長 岩 本 博 美
町民環境課長 野 田 俊 明	健康福祉課長 増 永 光 幸
農業振興課長 尾 村 幸 俊	農地整備課長 前 田 昭 雄
建設下水道課長 前 崎 誠	総務振興課長 木 本 栄 一
商工観光課長 西 田 美 子	会 計 管 理 者 濤 岡 美 智 代
学校教育課長 稲 田 和 也	生涯学習課長補佐 山 本 昭 義
農業委員会事務局長 星 田 達 也	代表監査委員 本 田 孝 志

開議 午前１０時００分

—————○—————

○議長（片山裕治君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

総務文教常任委員長より発言の申し出がありましたので、これを許可します。

総務文教常任委員長、松田達之君。

○総務文教常任委員長（松田達之君） おはようございます。

謝罪を行いたいと思います。平成２９年３月１０日、総務文教常任委員会において、私は、委員長として委員会の審議、審査をしていましたところ、携帯電話に私用の電話がかかってきましたので、迂闊にも委員長の職責を放棄して電話に出てしまいました。私自ら委員会の審議、審査を中断させてしまいました行動で、議会と委員の権威と信用を失墜させたことを深く反省しております。

また、私がとった行動に対して、議会運営委員長より厳重な抗議と謝罪を求められました。このたび、私の軽率な行動により、委員会に出席していた執行部及び委員会の委員の皆さんに多大なるご迷惑をおかけしたことに、深くお詫び申し上げます。まことに申し訳ございませんでした。

今後委員長として襟を正し、責任感を持って職責を果たすべく委員会の運営を遂行していく所存でございます。このたび私の不始末につき重ねてお詫び申しますとともに、二度と皆さんにご迷惑をおかけしないよう、委員長として使命を果たしていくことをお誓い申し上げます。今後ともよろしくお願いいたします。

どうもすみませんでした。

—————○—————

日程第１ 各常任委員会の審査報告について

○議長（片山裕治君） 日程第１、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、松田達之君。

○総務文教常任委員長（松田達之君） 総務文教常任委員会の審査報告書、当委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例８件、予算２件であります。当委員会は３月１０日、役場２階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。審査結果概要につきましては、別紙に質疑及び回答を記載しました一覧表を添付しておりますので、主な要約と結果をご報告いたします。

議案第２号、氷川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について、議案第

3号、氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質疑いたしました。委員の氷川町ラスパイレス指数はという質問に対して、担当課長から、平成28年度4月1日から95.3%、平成27年度は、95.9%、平成28年度の県の平均は、96.4%と答えました。採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第8号、氷川町振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について質疑いたしました。委員の新旧対照表の役職はという質問に対して、担当課長から、1は町議、2は一般、20名以内で構成したいと答えました。委員の名称の変更はなぜか、所管が変わった理由は、学識経験者の判断はという質問に対して、担当課長から、計画では総合を使っていますので、条例の名称も合わせます。所管は機構改革により、企画財政課が担当します。学歴等を町長が判断しますと答えました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、氷川町税条例等の一部を改正する条例について、及び議案第16号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第9号）については、質疑及び意見なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第21号、平成29年度氷川町一般会計予算については、歳入においては、地方消費税交付金、地方特別交付金、特別交付金税について質疑いたしました。歳出においては、総務一般管理費、職員手当等、事業手当等、委託料、行政評価導入業務委託料等、委託補助及び交付金、地区活性化総合交付金等、振興局費、委託料では、まちづくり酒屋管理委託料、委託金補助金及び交付金、促進補助金、企画費では、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議費、委託料では、第2次総合振興計画策定業務委託料等、電子計算機費委託料、賦課徴収費委託料、固定資産税現状調査業務委託料等、教員、教育費、事務費、いじめ問題対策連絡協議会委員等については、同じく、奨学資金貸付金、小学校費、授業費、修繕費、中学校費、扶助費、就学援助金、社会教育総務費の報酬で、地域教育コーディネーター旅費、文化財管理計画策定会議、公民館費委託料、宿泊・通学体験事業委託料等について質疑いたしました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決するものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

ちょっとすみません、議案第8号の委員会の名称変更はなぜか、所管が変わった理由は、機構改革により企画財政課が担当します。ここも学識等を町長が判断しますということでございます。よかですか。

○議長（片山裕治君） 上田議員。

○4番（上田俊孝君） 読んだところ文書がちょっとあっちこち違うとこつとこのあるもんだから、これはどっちで認識したらいいですか。パーセントが入っとらんだったりしますよね。

○議長（片山裕治君） しばらく休憩をとります。

-----○-----

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

-----○-----

○議長（片山裕治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務文教常任委員長（松田達之君） 委員会の名称、所管が変わった理由は、学歴が学識経験者でございますの判断はという質問に対して、担当課長から、計画では総合を使っていますので、条例の名称を合わせ、所管は機構改革により企画財政課が担当いたします。学歴は学識に訂正お願いします。それを町長が判断いたします。以上です。

○議長（片山裕治君） 次に、産業建設常任委員長、江寄悟君。

○産業建設厚生常任委員長（江寄 悟君） それでは、産業建設厚生常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました案件につきましては、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。当委員会に付託されました案件は、条例6件、予算11件であります。当委員会は3月13日、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら議案審査を行いました。

まず初めに、総務課長、企画財政課長の説明以外で、補足説明をしてもらいました。農地整備課長から発言がありまして、議案第16号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第9号）の農地団体営農業農村整備事業補助金では、要項の改正により暗渠排水事業の事業主体が、町から土地改良区に移行した。補助金の定額補助の見直しにより、個人負担増となり、申し込み数減により減額したという説明があ

りました。

また、農業振興課長から、農産加工研修センター費、委託料、工事請負費で、地方創生拠点整備事業に6次産業化の施設整備があり、加工センターが該当するので今回改修するという説明でございました。

審査の結果につきましては、議案第10号、氷川町地域福祉計画策定委員会設置条例の制定についてから、議案第26号、平成28年度氷川町宅地開発事業特別会計予算についてまでのすべての付託案件を、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、質疑について報告いたします。議案第14号、国民健康保険税条例の一部改正する条例についてにおいて、委員から条例は来年度からですかという質問に対し、担当課長は、「平成29年度予算に該当するものです」との答え、また、委員から、附則の平成28年度以前の分については、従前の例とはという質問に対し、課長が、「平成29年度に課税となる方は、平成29年1月1日に住所を所有する人です」という答えです。

議案第16号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第9号）について、委員から、貸付金の状況と限度額、対象者数、借りなかった理由を教えてくださいという質問に対し、担当課長が、「補正予算で計上し、9名に貸し出した。限度額は250万円で、対象者は一部損壊の人まで通知をしました。理由としては、利子補給はあるが、返済を心配されたものです」との答えです。

委員から、農産加工研修センターの改修理由は何かとの質問に対し、課長が、「衛生安全基準が厳しくなり、それに対応するために改修します」との答えです。また、委員から、それによる雇用創出はあるのかという質問に対し、課長が、「作業員を見込んでいる」との答えで、委員のほうから、「生鮮品の手数料は下げられないのか」という問いに対して、担当課長から「15%は下げられない」との答えでした。

次に、議案第21号、平成29年度氷川町一般会計予算については、委員から、臨時福祉給付金（経済対策分）は、名称の変更ですかとの質問に、課長が、「新たに消費税が10%になる分の給付で、年間6,000円で2年半分、1万5,000円を給付し、対象者は2,814名です」との答えです。また、委員から、訪問入浴事業の業者はどこかとの質問に対し、担当課長は、「予定者は2名で、セントケアとTCSの2社です」との答えです。委員のほうから、すこやか赤ちゃん出産祝金の算定根拠はとの問いに対し、担当課長は、「60名を見込んでいます」との答えです。委員から、労働者派遣委託料の内容はとの質問に対し、担当課長が、「常勤の保育士2名と調理師1名」と答えました。熊本地震損壊家屋解体撤去は、平成

29年度で終了見込みかとの質問に、担当課長から、「9月末を見込んでいます」との答えです。委員のほうから、有害獣駆除助成金で、猟友会の会員数は何人ですかとの質問に対し、「30名くらいです」との答えです。また、委員のほうから、物産館委託料の根拠はとの質問に対して、担当課長は、「電気代340万円、ほかに管理料、清掃代、下水道使用料等を見込んでいます」との答えです。委員のほうから、道路整備計画にある高塚からの新設道路計画はあるのかとの質問に対し、担当課長は、「現在のところ具体化はしていません」との回答です。

議案第26号、平成28年度氷川町宅地開発事業特別会計予算については、委員のほうから、平成29年度で終了するが、今後の計画はあるのかとの質問に対し、担当課長は「計画はないが、今後も予算は残す」というふうに答えられました。

質疑については以上です。各委員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げまして、産業建設厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（片山裕治君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

—————○—————

日程第2 議案第2号 氷川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

○議長（片山裕治君） 日程第2、議案第2号、氷川町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第3号 氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片山裕治君） 日程第3、議案第3号、氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する

る条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第4号 氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片山裕治君） 日程第4、議案第4号、氷川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第5号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片山裕治君） 日程第5、議案第5号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第5号は、委員長報告のとおり

り可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第6号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片山裕治君） 日程第6、議案第6号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第7号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（片山裕治君） 日程第7、議案第7号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第7号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第8号 氷川町振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例について

○議長（片山裕治君） 日程第8、議案第8号、氷川町振興計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第9号 氷川町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（片山裕治君） 日程第9、議案第9号、氷川町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第10号 氷川町地域福祉計画策定委員会設置条例の制定について

○議長（片山裕治君） 日程第10、議案第10号、氷川町地域福祉計画策定委員会設置条例の制定についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第11号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（片山裕治君） 日程第11、議案第11号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１１号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第１１号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１２ 議案第１２号 氷川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（片山裕治君） 日程第１２、議案第１２号、氷川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１２号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第１２号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１３ 議案第１３号 氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（片山裕治君） 日程第１３、議案第１３号、氷川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 13 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 14 議案第 14 号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（片山裕治君） 日程第 14、議案第 14 号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 14 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 15 議案第 15 号 氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（片山裕治君） 日程第 15、議案第 15 号、氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 15 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 16 議案第 16 号 平成 28 年度氷川町一般会計補正予算（第 9 号）について

○議長（片山裕治君） 日程第 16、議案第 16 号、平成 28 年度氷川町一般会計補正予算（第 9 号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 17 議案第 17 号 平成 28 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（片山裕治君） 日程第 17、議案第 17 号、平成 28 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 18 議案第 18 号 平成 28 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（片山裕治君） 日程第 18、議案第 18 号、平成 28 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 18 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第１８号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１９ 議案第１９号 平成２８年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第２号）について

○議長（片山裕治君） 日程第１９、議案第１９号、平成２８年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第１９号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第１９号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第２０ 議案第２０号 平成２８年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について

○議長（片山裕治君） 日程第２０、議案第２０号、平成２８年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第２０号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第２０号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第２１ 議案第２１号 平成２９年度氷川町一般会計予算について

○議長（片山裕治君） 日程第２１、議案第２１号、平成２９年度氷川町一般会計予算についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今回平成29年度一般会計予算について、十分中身を精査をさせていただきました。私は、産業建設厚生常任委員会の委員長を議会のほうからご指名を受けておりますので、この審査につきましては、委員の皆さん全員が賛成ということで、委員長としても、私も賛成をさせていただいたところです。

この予算書全体をみますと、今年は町長選、町議選も控えておりますが、フル予算が組まれております。また、町長選がありますけれども、氷川町の振興計画策定審議会もここで立ち上げて、町長のほうが人選をするという流れになっております。〔「反対討論が先じゃない」と呼ぶ者あり〕賛成討論です。反対討論がないので賛成討論をさせていただきますて、最初言わなかったですね、すみません。

ということで、私はこの一般会計予算につきましては、重要なものがたくさん列挙されてまして、ほとんど賛成なんです。一部このところはどうかというところがありますけれども、1つ、先日の質疑の中で、私がすこやか赤ちゃん出産祝金の条例のときに、この第2条の受給資格、これは1年以上この氷川町にいないといけないという文書じゃないですかというのに対して、町長から、テーブルをたたかんばかりに、ここの条例をあなたは理解できないのですかという表現の言葉が出ました。激怒されてましたけど、わたしはこれでも高校を出て大学に行って、そしてゼネコンにいて、宮原及び氷川町役場に30年勤めました。条例の見方も少なくとも町長より10年長く私は見たんじゃないかなと。議会も8年努めさせていただきましたので、この条例、私に理解できないという指摘をされましたが、どう見てもこの条例は1年いる人が受給資格があるというふうに書いてあります。

これで私は、議員監査請求をやろうと思いました。監査委員さんに一度、目の流用でどうですかという質問をしたときに、監査委員さんは、執行部がすることだからということで片づけられました。監査請求を出しても、執行部がすることだからと片づけられるかもしれませんが、私は、あくまでも1年いない人に補助金を、この助成金を、祝金を出してるのは、明らかに私は条例違反だと思います。

ただ、それまでのいきさつ、一番最初に立ち上げたときに、町長は、とりあえずやらせてくれ、そのあと中身がおかしかったら、その部分は条例改正でもしてやるから、とりあえず平成27年の3月議会でこれをやらせてくれて言われました。そのときもずいぶんお話をして、改正をされるのであればわかりやすく改正されるだろうというふうに思っていたんですが、平成27年度の決算を見たときに、決算審査をしたときに、1年間いなくてもこの祝金をやられていたというところは、これはやっぱりおかしいです。条例を改正してほしい、そういうふうに自分は条例違反

で税金を使うことはいけない、条例を改正してほしいという思いで話をいたしました。

今回、町長の答弁の中で、見直しについて考えてみるということでしたので、その場合は引き下がったんですけど、とりあえず今回、この平成29年度予算については賛成いたしますが、やはり6月議会でも、少なくとも私は9月議会までしかいません。6月議会でもこの条例を改正してほしいと、担当課長にもお願いいたしました。ここのところは大したことじゃないかもしれないけれども、条例をつくる能力をちゃんと担当課長たちに持ってほしい。少なくとも複数の課長たちで条例を審査してほしい、議会に出す前に。私は、これから先のことをそういうふうに願って町長をお願いしたところです。ぜひ、私はこの条例について6月議会に出てこなければ、私は住民監査請求でも議員監査請求でもやっていきたい。ぜひこの部分を条例改正していただきたいということをお願いして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（片山裕治君） ほかに討論はありませんか。

米村洋君。

○9番（米村 洋君） 私も賛成討論の立場でちょっと質問したいと思いますが、今、江寄議員が、非常にこの赤ちゃんの祝金についての条例について、非常に疑義があることを今申しました。非常に反対討論に聞こえるわけですね。しかし、これが例えばこの前、町長と江寄議員の間で、この条例の構成、この構成の論議をやりました。その中で、例えば6月に改正すると、今、江寄議員が言ったように、結局合法性じゃないという指摘をされてるわけですね。それでね、町長が、合法的ではないと、これは違憲であるということであればですよ、条例に違反するということであればですよ、この赤ちゃんの祝金は6月まで適用は控えなきゃならないと、ではないでしょうか。

私は、条例の支給条例と施行規約、取扱要項の3点セットにおいてですよ、今、祝金の支給をされてるということにおいて、これは合法という解釈をしております。しかし、その中でわかりやすく条例を改正するということであれば、問題はないと思います。そのことを付議して賛成討論といたします。

○議長（片山裕治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第22 議案第22号 平成29年度氷川町国民健康保険特別会計予算について

○議長（片山裕治君） 日程第22、議案第22号、平成29年度氷川町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第23 議案第23号 平成29年度氷川町介護保険特別会計予算について

○議長（片山裕治君） 日程第23、議案第23号、平成29年度氷川町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第24 議案第24号 平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（片山裕治君） 日程第24、議案第24号、平成29年度氷川町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第25 議案第25号 平成29年度氷川町下水道事業特別会計予算について

○議長（片山裕治君） 日程第25、議案第25号、平成29年度氷川町下水道事業特別会計予算についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第26 議案第26号 平成29年度氷川町宅地開発事業特別会計予算について

○議長（片山裕治君） 日程第26、議案第26号、平成29年度氷川町宅地開発事業特別会計予算についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（片山裕治君） ここでしばらく休憩をします。11時5分に再開します。

—————○—————

休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分

-----○-----

○議長（片山裕治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、町長から第２７号が、米村洋君から発議第１号がそれぞれ提出されました。

お諮りします。これを日程に追加し、追加日程第１から追加日程第２として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２として議題とすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第１ 議案第２７号 氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（片山裕治君） 追加日程第１、議案第２７号、氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（片山裕治君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） それでは、議案第２７号をご説明いたします。

氷川町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由は、氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部改正する必要があるためでございます。

先ほどの議決におきまして、議案第３号、氷川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が可決となりました。これにより一般職の職員の給与時間の休暇制度が制定されたところでございます。

ただいま提案いたしております議案第２７号におきましては、技能労務職員の給与条例でございますが、この条例におきまして、技能労務職員の給与額の決定及び減額につきましては、一般職の職員の基準を考慮して定める必要がありますため、介護時間休暇制度の制定に伴います技能労務職員の給与の減額規定を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（片山裕治君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（片山裕治君） 起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

追加日程第2 発議第1号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について

○議長（片山裕治君） 追加日程第2、発議第1号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

米村洋君。

○9番（米村 洋君） 発議第1号、平成29年3月16日、地方議会の厚生年金の加入を求める意見書について。

上記の議案は、別紙のとおり会議規則14条の第1項及び第2項の規定により提出します。

地方議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりを求める中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段と重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足などが大きな問題となっている。こうした中、地方議会議員の年金制度時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月16日。熊本県氷川町議会議長、片山裕治。衆議院議長、大島理森、参議院議長、伊達忠一、内閣総理大臣、安倍晋三、内閣官房長官、菅義偉、財務大臣、麻生太郎、総務大臣、高市早苗、厚生労働大臣、塩崎恭久様。

以上であります。

これはひとつですね、これは熊本県の市町村の議長会議で、皆さんがそういうような議長会議で議題になって、私どもの議長から、そういう提案があったことありますことを了解していただきたいと思います。

○議長（片山裕治君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○9番（米村 洋君） 大体わかりますか、大体説明せんでいいんですか、内容は、いいですか。

○議長（片山裕治君） これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（片山裕治君） 起立多数です。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第27 議員派遣の件

○議長（片山裕治君） 日程第27、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

—————○—————

日程第28 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（片山裕治君） 日程第２８、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第２９ 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（片山裕治君） 日程第２９、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました調査活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第３０ 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（片山裕治君） 日程第３０、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山裕治君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定し

ました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成２９年第２回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前１１時１６分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議員 片 山 裕 治

平成 年 月 日 氷川町議会議員 河 口 涼 一

平成 年 月 日 氷川町議会議員 清 田 一 敏